

紺綬褒章のご受章おめでとうございます

町に1千万円の寄付をされた東京在住の濱田優貴さんが紺綬褒章を受章し、その表彰伝達式を7月29日、町役場で行いました。

この褒章は公益のために多額の寄付をした個人や団体に国から授与されるもの。濱田さんは令和2年12月に、環境保護に役立ててほしいとして町に寄付をされました。

伝達式では、徳永町長が褒状と勲章を伝達しました。濱田さんは「初めて遊びに来た際、自然豊かで素晴らしい町だと思った。寄付により町に良い影響が出ることを期待しています」とお話していました。



紺綬褒章を受章した濱田さん(左)と徳永町長

問い合わせ先/まちづくり政策課ふるさと納税推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

地域の役に立ちたい 社会貢献いろいろ



大成ロテック(株)北海道支社(若林和仁支社長)の皆さんが8月9日、和琴小学校敷地の舗装工事と玄関の補修を行いました。児童の皆さんが安全に利用できるようにという思いから行われたもので、6人が参加。重機などを使い丁寧に作業を行いました。



(株)住友建設(住友悟代表取締役)の皆さんが8月19日から22日にかけて、旧摩周ヶ丘幼稚園跡地の危険木・支障木の伐採を行いました。地域に貢献したいとの思いから行われたもので、手際よく作業が行われ、危険な樹木はきれいに伐採されました。

(広告)

10/22(土)~ エステサロン OPEN

リンパマッサージ

全身 6000円(税込) 60分
背中 4500円(税込) 45分
足 3000円(税込) 20分

脱毛

背中、足
お腹、顔
3000円~

場所：弟子屈JIMBA

(旧 菅野整骨院) 中央3丁目8-3

営業日

火、土曜：9~18時
金曜：9~19時、日曜：9~17時
水曜(男性限定) 18~22時

定休日：月・木曜



ご予約

090-8274-0062
090-7512-2360

エスパス デュ カルム
espace du calmeの公式ライン

コミュニティ助成事業で泉町自治会が備品を整備

一般財団法人自治総合センターによる「コミュニティ助成事業」の助成金を受け、泉町自治会が地域活動に必要な備品であるテントを整備しました。

この助成事業は、同センターが地域におけるコミュニティ活動の促進を図るため、宝くじの受託事業収入を財源とし、地域コミュニティ組織などが必要とする設備の整備などに助成を行うものです。

今後、泉町自治会のコミュニティ活動の推進につながることを期待されます。



問い合わせ先/役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

後期高齢者医療制度のお知らせ

~窓口負担割合の見直しにかかる配慮措置などについて~

●一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方で2割負担となる方は、従来通り受給者証をお持ちいただければ窓口負担額は変わりません。

●窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、2割負担となる方について窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例/1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割の時 ①	5,000円
窓口負担割合2割の時 ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し ③-④	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため差額を払い戻します

●2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方へ

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って、口座の登録をしてください。

●ご注意ください

- 厚生労働省や地方自治体が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 不審な電話があったときは、警察署(☎9110)または消費生活センターにお問い合わせください。

書類は必ず
郵送で
お届けします。



問い合わせ先/北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1
役場健康こども課保険年金係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)